

平成 30 年

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会

会 議 錄

第 1 回（2 月）定例議会

2 月 26 日開会～2 月 26 日閉会

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会



## 平成30年第1回（2月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会会議録目次

○議事日程（第1号）	1
○追加議事日程（第1号の追加1）	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名について	2
○会期の決定について	2
○諸般の報告	2
○行政報告	2
○一般質問	3
西島信也君	3
杉山誠君	17
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第2号の上程、説明、質疑	30
○日程の追加	33
○会議時間の延長	33
○議案第2号の訂正の件の上程、説明、質疑	33
○議案第2号の質疑、討論、採決	34
○閉会の宣告	34
○署名議員	35



## 平成30年第1回（2月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成30年2月26日（月曜日）午後1時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第1号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定の専決処分の報告及び承認について
- 日程第7 議案第2号 平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算

### 追加議事日程（第1号の追加1）

- 日程第1 議案第2号 平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算訂正の件
- 日程第2 議案第2号 平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（8名）

1番 波多野 靖 明 君	2番 間 野 みどり 君
3番 西 島 信 也 君	4番 杉 山 誠 君
5番 笹 原 恵 子 君	6番 八 木 基 之 君
7番 柴 田 三 敏 君	8番 田 中 正 男 君

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 菊 地 豊 君	副 管 理 者 小 野 登志子 君
会 計 管 理 者 長 谷 川 文 子 君	事 務 局 長 浅 田 茂 治 君
計 画 係 長 渡 辺 一 仁 君	計 画 係 長 小 柳 出 伸 幸 君

---

### 職務のため出席した者の職氏名

書 記 川 口 浩 司

開会 午後1時30分

◎開会の宣告

○議長（田中正男君） これより平成30年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（田中正男君） ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（田中正男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（田中正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番杉山誠議員、5番笹原恵子議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（田中正男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中正男君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（田中正男君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員からの法に基づく例月出納検査結果及び定期監査結果につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（田中正男君） 日程第4、行政報告を行います。管理者より、発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） 皆さん、こんにちは。平成30年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、新ごみ処理施設における施設規模の見直しについて。施設規模につきましては、新ごみ処理施設基本計画策定時に、構成市の一般廃棄物処理基本計画等の見直しに併せ再検討するとお答えさせていただきました。この度、構成市において、基本計画等の見直しが行われましたので、この数字を基に、新ごみ処理施設の施設規模の見直しを行いました。その結果、施設基本計画で定めた1日83トンから1トン少ない1日82トンとすることといたしました。

次に、新ごみ処理施設整備・運営事業に係る入札参加条件の見直しについて。入札参

加条件につきましては、昨年12月27日に公表いたしました「新ごみ処理施設整備・運営事業実施方針」で示しているところでございます。この条件は、安全安心な施設整備及び運営を行うために設定したものであります、入札参加条件を緩和し、参加できる事業者を増やすことで事業費の削減を図るようにとのご意見をいただいていることもあり、事務局で安全安心を確保した上で条件緩和できないか検討を行った結果、DBO方式の受注実績は求めないこととしております。当組合といたしましては、施設基本計画にもあるとおり、長期的に安心、安全で安定稼働する施設を造ることが至上命題と考えておりますので、DBO方式の受注実績を求めないことといたしながらも、長期的に安心な施設、安全に稼働する施設を造り運営することができる事業者であるかどうかを見極めてまいる所存でございます。

次に、生活環境影響調査について。平成28年度、29年度の2か年で実施いたしました生活環境影響調査の結果がまとまりました。一部の世帯に電波障害が発生する可能性があること以外は人体や生活環境への影響はないことが確認できました。電波障害については、新ごみ処理施設整備の事業者選定における要求水準書に詳細調査と対応を行う旨を記載しております。電波障害の出る可能性のある世帯への対応につきましては、戸別に説明をさせていただきました。この生活環境影響調査結果については、本年1月9日から地元の佐野区及び周辺4区、伊豆市の生きいきプラザ、伊豆の国市のあやめ会館の計7か所で説明会を開催させていただきました。また、調査結果の縦覧及び意見の募集を行ったところ、7件のご意見をいただきました。このご意見への回答は、組合ホームページに掲載させていただいております。

最後に、組合管理者の交替について。当組合の管理者については、平成27年4月に当組合を設立してから3年間、私、伊豆市長が務めてまいりましたが、この3月末日をもちまして任期満了となります。今月8日に行われました組合の正副管理者会議において、本年4月1日から3年間、伊豆の国市の小野市長を組合管理者とすることを決定いたしました。

議員の皆様におかれましては、管理者が交代後も引き続き、2市と2市市民のために安心、安全な施設を1日も早く造るために変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上、行政報告申し上げます。

#### ◎一般質問

○議長（田中正男君） 行政報告が終わりましたので、日程第5、一般質問を行います。

今回は、3番西島信也議員と4番杉山誠議員より、発言の通告がございました。

申し合わせにより、1回目の発言は登壇し一括質問とし、2回目以降は自席で一問一答方式ということで、お願いいたします。また、質問時間は、再質問を含めて、30分以内とされておりますので、通告時間内でお願いいたします。

なお、質問通告時間の残りにつきましては、残り5分までは5分毎に、残り5分になつたら1分毎に表示しますので、ご承知おきください。また、終了3分前と1分前にはベルにて残り時間をお知らせいたします。それでは、3番、西島信也議員、一般質問を許可します。

[3番 西島信也君登壇]

○3番（西島信也君） 議席番号3番、西島信也です。私は、通告に基づきまして、3点質問をさせていただきます。まず、初めに新ごみ焼却場の処理規模についてということ

でございます。新ごみ焼却場の処理規模が、今まで日量83トンだった計画を最近82トンとしたようですが、さらに新たな処理対象物を見直すとか、災害ごみの是非を検討して、なるべくコンパクトな施設にするという考えはおありなのでしょうか、あるいはないのでしょうか、お尋ねをいたします。

2点目、施設の建設費及び維持管理費につきまして、質問をさせていただきます。施設の設計・建設費及び20年間の運営・維持管理費について次のとおりお尋ねをいたします。1番目といたしまして、今定例会の債務負担行為の提出を見送るということですが、その理由はどのようなものでしょうか。債務負担行為というのはいわゆる予算の一部でありまして、後年度に渡る予算の負担をするものであります。従来の予定では今定例会でその債務負担行為を上程するということでしたが、見送った理由をお伺いいたします。2番目、建設費、維持管理費等の予定価格を現時点でのようにお考えでしょうか。お伺いをいたします。

3点目、ごみ発電設備の設置について。施設内にごみ発電設備を設置する計画のようですが、次のことについてお尋ねします。1番目、これは組合の説明ですが、発電施設ありの場合、国からの交付金が活用でき、発電設備がなしの場合は活用できないと説明しておりますが、このことについていささか疑義がありますので、詳しい内容の説明をお願いするものです。2番目、発電設備を設置した場合、その費用対効果、ようするにお金の点でありますが、いくら発電設備の建設にかかるか、いくら維持管理費がかかるか。そして、効果といたしましては、どの程度発電できてどのくらい売電できるのかということ。要するに、費用にいくらかかって効果はどれくらいのものだということをお伺いしたいです。以上です。

○議長（田中正男君） 西島議員の質問に対し、答弁を求めます。管理者。

[管理者 菊地豊君登壇]

○管理者（菊地豊君） お答え申し上げます。まず、処理規模についてですが、新たな処理対象物については、現有施設における処理能力不足といった課題や新施設の機能面の向上。市民の皆様の利便性の向上ですね。こういったことから処理対象としたもので、その量も構成市で積算していただいたものでございます。また、災害ごみに関しましても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定や、災害発生時に衛生的な市民生活を確保する必要があること等から、施設規模が過大とならない範囲で処理量を見込んでおります。従いまして、今回見直しました施設規模の1日当たり82トンで計画を進めさせていただきたいと考えております。

次に予算について。本定例会で債務負担行為を見送った理由ですが、こちらは、規模をわずかながらではありますけれども縮小しましたので、見直しがされたため、事業費の再算定が必要となったことが理由でございます。従って、建設費や維持管理費の予定価格については、現時点で再算定している段階でありますので、なるべく早く金額を確定し、組合議員の皆さん、あるいは構成市の他の議員の皆さんに説明申し上げたいと考えております。

最後に、発電設備について。国の「循環型社会形成推進交付金」、この交付金を受けるための交付条件は、「焼却に伴い発生する熱を利用すること」となります。平成25年度以前に交付対象事業を実施している場合は、「焼却による熱を整備する焼却設備に利用する」ことも交付条件である熱利用率の計算の中に含まれておりましたが、条件が改正され、これが対象とならなくなりました。そのため、焼却施設とは別の施設へ熱供給するか、

熱を利用して発電しなければ交付金が受け取れなくなりました。現時点において、隣接地には熱を供給する施設がないため、組合が整備する施設は、発電を選択することとしたしました。

費用対効果は、まだ、あくまで試算ではありますが、これまで基本計画策定時に行なったメーカーアンケートを活用して試算したところ、建設費において約29億円、維持運営管理費において約2億円、総額で約31億円、市民の負担は少なくなるという試算でございます。

○議長（田中正男君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。西島議員。

○3番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。この焼却処理施設の整備については、今、82トンでやるというお話をしました。焼却場の規模によって、何トンという規模によって、これが直接建設費、あるいは維持管理費に結び付く、直結するわけですね。管理者の考えですと、これ以上小さくしないよというように聞こえたのですが、なるべく小さい施設にするということは金額の観点からも必要なことだと思います。安心、安全な施設は必要ですよ。しかし、ストーカーといふのは安全な設備として、安定した設備ですから、そんな事故があるとは考えられない。

まず1点お伺いしたいのですが、伊豆市においては、木皮ですね。修善寺の大平に貯木場を造るということで、そこから出る木の皮、これを年間200トン燃やすという考えです。もう1つは伊豆の国市の、伊豆の国市のことと言つては申し訳ないのですが、伊豆の国市のプラスチックですね。伊豆の国市のプラスチックごみを400トンぐらい燃やすということですが、こういったものについても見直すという考えはないでしょうか。

それと、もう1つ。災害ごみですかけれども、災害ごみを見込む必要があるといつているわけですが、現時点で、新設するところでも災害ごみを見込んでいないところもいっぱいあるのですよ。そういうところをもっと調査して、ただ、国の指導がそうなっているからといってやるのではなくて、両市の財政を考えて規模を決めなければならないのではないかと思いますけれど、どうお考えになりますか。

○議長（田中正男君） 答弁者、管理者。

○管理者（菊地豊君） 木皮とプラスチックについては、事務局から説明をさせます。災害ごみを考慮しなくていいのではないかということは、やはりこれまでの、過去の災害を受けた地区の状況を考えますと、行政としてはそのような対応を取るべきではないと考えております。先般、ある市民のグループの方々から、災害の時は何も事務的に処理しなくとも周辺の市町から支援を受けられるのではないかというご意見をいただきました。しかし、客観的に見て、東海、東南海地震が起こった場合には、伊豆市、伊豆の国市は、まだ被害が小さい方なのですね。低地部、特に静岡県は中部、西部の被害が非常に大きくなります。それから、伊豆市の場合には、震度6強のところが少しあって、大半は震度6弱という想定なのです。伊豆の国市さんについては詳細を承知していないのですが、むしろ、沼津、三島地区の方が、全体として被害が大きいことが予想されている中で、他所様にご支援いただけるからという理由で災害を想定しないというのは、やはり行政としては不適切なのだろうと考えており、一定の規模の災害時の対応というものは見込むべきであるとこのように考えております。

○議長（田中正男君） 続いて、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） それでは、私の方からは木皮とプラスチックの関係について、ご説明させていただきます。まず両方とも、私どもは一般廃棄物の焼却施設でございま

すので、焼却対象物につきましては構成市からこれを焼却して欲しいというご依頼のもとに計画を進めているということをまず説明させていただきます。木皮につきましては、現時点では施設の処理能力の関係で焼却できないということです。それから、プラスチックに関しましては、今までの2市の施設では熱利用ができませんので、単にプラスチックを燃やしてしまいますとリサイクルができません。新しい施設では、熱利用するということでサーマルリサイクルができます。伊豆市につきましても、従来から民間にお願いして焼却しているものを新ごみ処理施設で焼却するということです。伊豆の国市についても同様ですので、施設の機能を強化することによって、民間に委託するよりも安い費用で処理ができるという目的で行うものでございます。

○議長（田中正男君） はい、西島議員。

○3番（西島信也君） それでは続けて伺います。まず、木皮とプラスチックごみについて事務局長から説明がありましたが、プラスチックをなんでもかんでも燃せばいいというものではないと思うのですよね。プラスチックというのは熱量が高いから高温になって炉が傷むことがあります。炉が傷むと、炉の老朽化が早まることがあるわけですね。プラスチックを燃やしているところもありますが、私の見たところでは、燃やしていないところの方が確か多いと思いますが。それから木皮ですけど、木皮については伊豆市から言ってきたかもしれないけど、事業系廃棄物ですよ。木皮については家庭ごみではないはずですよ。こういうのは構成市の方が悪いのかもしれないけど、こういう事業系廃棄物は、なるべく少なくして焼却に回さない。リサイクルをすると。あるいは、事業系ごみについては、事業者負担で処理をしなければならないというようなどこの市町もそのようにしていると思うのですよね。木皮でいうと1年間に200トンですよ。伊豆市、伊豆の国市で1年間に燃やすごみの量が約20,000トンですよね。200トンということは、そのうちの1%ですよ。そうしますと、建設費と維持管理費を併せて200億円以上かかると言われていますけれど、200億円の1%、2億円ぐらい貰わなければ合わないですよ。その辺りはどうお考えですか、管理者。

○議長（田中正男君） 答弁者、管理者。

○管理者（菊地豊君） 事業系のごみは事業者負担でというご意見ですが、伊豆の国市さんの正確な数字を覚えていないのですが、現状の伊豆市の場合、一般家庭ごみが約6,300トン、事業系が約4,100トン、観光が基盤産業ですので事業系のごみが多いですね。これをそのまま事業者の負担で切り離すということになると、そもそも廃棄物処理の責務の観点から、それから経済への直接的な影響を考えますと。今の制度をほぼ抜本的に変えることになりますから。それはおそらく市民の皆様は望んでおられないのではないかと考えております。

○3番（西島信也君） 事業系のごみを焼却処理するのは当然だという管理者のお話ですが、この前、伊豆市から出された基本計画をご覧になってくださいよ。事業者負担で処理すると書いてあるのですよ。伊豆市において、事業者だって1,800から2,000ぐらいあるわけですよ。片や、1つの事業者が1%出しているのですよ。この辺をよく考えていただきたいと思います。

次に災害ごみにいきますけれども、災害ごみを施設規模の算定根拠に入れるのは当然だと書いてあったわけですが、余裕があれば災害ごみを入れたっていいですよ。でも、失礼だけど、伊豆市はそんな余裕はないでしょう。伊豆の国市さんはどうかわからないですけどね。伊豆市にはそんな余裕はないはずですよ。災害ごみは1日当たり7.5トンと

言われています。日量7.5トンと。7.5トンの架空のごみを入れているわけですよ。7.5トン。そうするとどうなりますかと言うと、300日焼却して、200何十トンとなるわけですね。要するに、年間、200何十トンということですよね。現在、伊豆市、伊豆の国市の人口はいくらかというと合わせて78,000人くらいですよ。これが10年後には、いくらになるか。おそらく70,000人近くになってしまいますよ。伊豆の国市さんの減りはたいしたことないかもしれません、伊豆市の減りがすごいですからね。おそらく70,000人くらいになってしまいますよ。そうすると人口が両市で1割減るのですよ。1割減るということは、ごみも1割減るということなのですよ。ごみが1割減るということは、今、70トン燃やしていますから、63トンになるわけですよ。約7トン減って、災害ごみが7.5トンでは、10年経つと15トンになってしまいますよ。災害ごみの容量がね。だから、10年も待てないと言うのでなければ、その辺りを考えてやつたらどうなのでしょうかね。それで人口が増えているところはいいですよ。増えているところは、災害ごみを見込んだってよい。この辺だって、昔は人口が増えていますからね。そういうことだって、いいかも知れないけれど、今では人口がどんどん減っているからね。10年経てば、ごみの量は62～63トンになってしまふのですよ。そういうところはどうお考えですか。1つ例を挙げますと、茨城県に霞台という組合があるのですよ。どういう組合かというと、かすみがうら市の周辺3市1町で構成しているのですけれどもね、そこの計画では全部で215トンの炉を造るのですけれども、霞台の組合では、焼却対象災害廃棄物は非定常状態での発生のため、計画処理量には含めないと書いてあるのですよ。こういうところが多くなっているのですよ。国の指針だか指導だかで、そうそう敬虔にそんなことをやっているのがおかしいということですよ。これは、どうお考えでしょうか。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長

○事務局長（浅田茂治君） 先程出ました事業系の関係でございますが、こちらにつきましては、事業系のごみは事業者でというお話をいたしましたが、我々は行政ですので、法律の解釈をしていく中では、一般廃棄物ですので事業系であったとしても一般廃棄物については行政の責務があるということで、もう一度説明させていただきましたところです。

それから、災害ごみにつきましてですが、議員のおっしゃるように、最初、私どもはわかりやすいようにということで、災害ごみを7.5トン見込みますよということで、施設基本計画を策定したときに説明しております。ただ、これは年間の稼働日数を300日と見込んだ場合です。焼却施設というのは280日から300日ぐらい年間に稼働できますが、加えて緊急時に停止するのがさらに年間15日ぐらいあります。その中で施設規模を検討しましょうということです。我々はなるべく施設規模を大きくしたくないということもありますし、300日という稼働日数で計算をしておりました。ですので、300日で計算をしたものに対して7.5トンということなのですが、西島議員がおっしゃいましたように茨城県の例を出していただきましたが、こここの自治体がどうか確認していないのですが、多くの自治体で災害ごみを見込んでいないところもございます。ただし、施設を安定稼働させるために余裕は見ております。どの自治体も見ております。それが280日であったり、300日であったりという範囲で見ているという部分と、実際問題、災害廃棄物も若干見ていくという部分があります。私どもで少し調べたところ、平成23年の3月に東北の方で大きな災害がございまして、災害廃棄物についても問題になりました。これは、皆さん、ご承知のこととは思いますが、それ以降に造られた施設の規模を見てみました。

通常燃やすごみというのが計画ごみ量という数字ですね。災害廃棄物等を入れない部分です。その1日当たりの量に対して、施設規模はどうかということで調べさせていただいたところ、震災以前につきましては、計画ごみ量に対する施設規模は1.38倍でした。それに対し、震災後につきましては、1.41倍という数字ですね。我々のこの数字を82トンに修正した場合ですと1.41倍ということで、要するに、大きな災害があった後の皆さんができる規模と同等と言える数字になっておりまして、災害廃棄物を言葉では入れていますよというところと入れていませんよというところがあるのですが、余裕を見る部分については、変わらないというところでございます。先程の7.5トンという数字はあります、実質の数字は、災害廃棄物を見ない場合は81トン計算上必要だということになるのですが、今の現時点では83トンで計算しますと81トンという数字になりますので、実質は2トンの災害廃棄物を見ているということになります。以上でございます。

○議長（田中正男君） 管理者。

○管理者（菊地豊君） それでは、人口については、私の方から。災害部門とも関連してくるのですけれど。確かに人口は減少しています。特に伊豆の国市さんは、限りなく横ばいに近い、ちょっと減少でしょうか。伊豆市はかなり減少しておりますが、伊豆市と伊豆の国市の総合計画の中で、人口減少に比例する形で経済規模を縮小することは計画されていないのだろうと思います。私は、伊豆の国市さんの総合計画を全部見てはいませんが、少なくとも伊豆市において、人口減少はもう避けられない。県全体の人口も減っていますから。しかし、経済は人口減少にそのまま比例して落ちてくるのではなくて、伊豆市の場合には基盤産業が観光ですから、それを総合産業として伊豆半島全体で発展させようとしているわけですね。伊豆市と伊豆の国市、今、事業系ごみを行政が処理するのかということは事務局長から説明がありました。伊豆市と伊豆の国市の事業系のごみが8,100トンぐらいございます。それが4%成長するだけで、1日1トンになるわけですね。全体の総合計画、産業に関わる計画は上向きで、ごみの対象の経済規模は下向きというのではないと思う。それを考えますと、一定規模の見込というものは、全体の計画の整合性の中で見込むべきものである。については、正直に申し上げまして、想定外ではないと。先程もあるテレビ局が来ていたのですが、仙台塩釜沖宮城県地震というのは、なんと99%の発生確率で想定されていたのですね。実際に東日本大震災が起る10年以上前です。そして、縦500km、北東北から茨城県沖、千葉県沖までも発生確率20%で想定されていたことが現に起こったのであって、私たち東海地方の人間は、もっと高い確率に向き合っているのであって、そこで災害を想定するべきでないというのは、やはり市民の皆さんの利益にとっては、市民の皆さんの生活の安定を考える上では、行政としてその責任は放棄してはならないのではないか。このように考えております。

○議長（田中正男君） 質問者、西島議員。

○3番（西島信也君） 今、管理者が塩釜では99%、どこだかでは20%と言っていましたけど、伊豆市、伊豆の国市では何%なのですか。確実に起こるのですか。

○議長（田中正男君） 答弁者、管理者。

○管理者（菊地豊君） そのときによって発表の仕方が違いますけれども、現時点では東海地震の30年以内の発生確率が30~40%でしょうか。東海、東南海は連動すると言われていますので、そこはどういう発生確率で起こるのかわかりませんが、しかし大変残念ながら、東海、東南海、南海はいずれも今回起こった東日本の縦500kmの20%よりも高い発生確率という予測を突き付けられているのは、ご承知のことと思います。

○議長（田中正男君） 西島議員。

○3番（西島信也君） まあね、そんな20%、30%といったってね、それは津波とか何かの確率でしようけど、津波は伊豆市、伊豆の国市では土肥しかないですからね。土肥で起こったらこっちまで持ってくるのかということはあります。あのね、私が言ったでしょう。10年経てばごみが7～8トン減るのだから、当然、そういうことを考えてあれないと。要するに、私はお金のことを言っているのですよ。何もお金ばかりたくさんかけていいということは何にも言っていないわけですね、そういうことを考えるのが管理者であり、首長じゃないですか。お金のことを考えるのが。ただ、みんなが危ない危ないと言っているからどうだというのはね。リスクと言ったって、本当に地震が起きて津波が起きるリスクか、それともここで何十億円、得するか損するかのリスクだってあるわけですよ。どっちを考えるかということですよね。

次の質問にいきます。次の質問ですけれども、本定例会の債務負担行為の提出は見送るということだが、その理由はどのようなことかというのですが、ごみの量の見直しをしたからと言いましたよね。伊豆の国市さんが、先般行ったからと。それではあまりにも組合の予定がなっちゃいないじゃないですか。この前見積を出したのが11月の始めですよ。11月ですよ。で、また2月にやるというのですか。伊豆の国市さんから見直しが来るというのはわかつっていたじゃないですか。何でそんなことやるのですか。それが1点。それからね、私は、この債務負担行為を見送ったというのもう一つ理由があるのではないかと思うのですけれども、それは何かと言いますと、組合規約が今般変わる議案が出てていますよね。各市に、伊豆市と伊豆の国市にね。出ているわけですけれども、これについては関係があるのですか、ないのですか。お伺いします。以上2点。

○議長（田中正男君） 答弁者、管理者。

○管理者（菊地豊君） 債務負担と規約の件は、事務局長から答弁させます。今、西島議員から災害ごみをやらなければ何十億円浮くというご発言がございましたけれども、これは事実ではありません。

（「そんなことは聞いてないよ。そんなことは。」との声あり）

○管理者（菊地豊君） 議場での議事録は残りますから。後で証拠になるので、誤りはちゃんと訂正させていただきます。災害ごみを含めないことによって、何十億円浮くという事実はございませんので、それは確認させていただきます。

（「じゃあ、いくら。」との声あり）

○議長（田中正男君） 事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） それでは、先程ご質問のあったごみの量の見直しの関係でございます。これは、以前からお話をおりましたように、施設の基本計画を作った段階でお約束していたことであります。2市で処理基本計画を見直すよということですので、当然変わるよと。ですので、それを配慮した形で規模を見直そうねということをお約束していました。ですので、それに基づいてやったということでございます。時期につきましては、伊豆の国市さんでぎりぎりまで検討していただいた結果、この時期になってしまったということなのですが、当然、その前の規模というのは決まっていましたので、それで事務は進めさせていただいていたと。ただ、計算しましたら、83から82と1トン減らすという数字になったということですので、ここどころも1トンというのも微妙なところでございますので、もしかしたら、83のままだったかもしれません。ただ、ここで見直しが必要となって、その結果、82トンということですので、その規模に

沿った形でもう一度見積を取り直すということでございます。それから、組合規約に関係があるかということでございますが、これは全く関係がございません。以上でございます。

○議長（田中正男君） はい、西島議員。

○3番（西島信也君） 組合規約に関係がないというお話ですね。本当ですか。伊豆市と伊豆の国市で組合規約の改正をやるのですけど、組合規約の改正というのは、組合の議会でやらなくて、各市町でやると。伊豆市と伊豆の国市でやるということなのですけれども、ちなみに何を変えるかというと、組合は何をやるかという組合の共同処理する事務ということで、1番目が設置に関する事務。今までですよ。2番目が、建設に伴う伊豆市佐野区への地域振興に関する事務。この2つだったですけれどもね、それに、今度新たに、管理運営に関する事務というのを入れたわけですね。管理運営。今まででは、管理運営のことをやっていないからということで、債務負担行為の中には、前に案を見せてもらいましたけどね、債務負担行為の中には、当然、維持管理費も入っていますよね。もう1回言ってください。全然、関係ないですか。どうですか。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） それでは、お答えさせていただきます。規約改正の議案としては構成市の方ですので、そちらの方で議論をされることなのかもしれません、組合の規約ということですので、その辺の部分で、説明をさせていただくということで。議員おっしゃるとおり、規約改正につきましては、管理運営についての事務、その部分の規定をさせていただくとともに、その経過的な部分も附則で改正させていただいたという形になります。で、こちらにつきましては、組合の当初設立時に、当然、組合設立時には県と事前に協議をして規約なんかを見ていただくことなのですが、その時点で県の方から、管理運営も当然やっていくのでしょうかということで、その通りですと、施設ができてから管理運営をやっていきますよということで話をしたのですが、実際問題、自治法等の解釈の中で、構成市に持っている事務を移管することはできるのだけれどということで、今、施設自体がないもので、構成市にその事務がない。ですので、組合の規約にはそういうものは載せられないねと。だけど、施設ができた時には、その事務をやらなければならないから、施設ができる前には組合の規約を改正しなければいけませんねということを言われていました。それに基づきまして、その時期についてはどうでしょうかと県とお話をさせていただいた結果、この規約改正をお願いするということになりましたので、何ら、債務負担の金額とかには関係がないということでございます。

○議長（田中正男君） はい、西島議員。

○3番（西島信也君） じゃあ、関係ないということでね、そういうふうに受け止めておりますけどね。次にね、施設の建設及び維持管理費の中の②ですね。②について、建設委維持管理費等の予定価格を現時点はどういうふうに考えているかということですけれどもね、さっき、管理者が言ったのですけれども、何か、いくらいくら安くなるからとか言ったのですけれども、いくらかかるのですかということを私は聞いていますから、お答えください。予定しているかと。

○議長（田中正男君） 事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） それではお答えします。いくら安くなるというのは、多分、費用対効果の部分の説明のところでいくら安くなるというお話をしたのかと思います。

で、いくらかかるかという話なのですが、先程来議論になっていましたように、施設規模の見直し、それから条件の見直しをしておりまして、金額についてもう一度事業者さんに見積をお願いしています。その結果がまだ出ておりませんので、それをもちまして内容を確認して金額を出すということですので、現時点では申し訳ございませんが、お示しできる金額はないということでございます。

○議長（田中正男君） 西島議員。

○3番（西島信也君） 今ね、決まっていないからとおっしゃいましたけどね、じゃあ、この前、勉強会やりましたよね。組合の議員を対象に。その時に、私は何で出すのかなと思ったのですが、債務負担行為の額を出してきましたよね。83トンが82トンになるのかもしれませんけど1トン減るだけですからね。ということは、これに書いてあるものに若干少なくなるという考え方でよろしいですか。いくらかというと、ここに書いてあるのがいくらかというと、この時点で83トンだったのですが、建設費が109億円、発電付。維持管理費が102億円。20年間の維持管理費が102億円。合計211億円。とここには書いてあるのですけれども、大体そういう値段で間違ひありませんか。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） 今、説明会のときの話をしていると思うのですが、その時にも議員の皆様にはお願いしたのですが、数字を見せて、しっかり説明させていただいた。これは、数字がないとなかなか理解しづらいというのが今までありますて、パーセンテージで説明をしたりするとなかなかわからんよというご指摘がございましたので、数字を入れさせていただいたと。ただ、先程来言っている様に、金額は変わりますのでということで、今、議員がおっしゃってしまったのですけれども、数字が出ますと、この数字といつの時点と違うとかという話が出てきますので、しっかり確認していただいて、最初に説明したのはアンケートのときの数字です。今、議員がおっしゃったのは、説明会のときに使った数字で、我々の目的は、まずこういう形で債務負担行為の金額を設定しましたというのをご理解いただくために使った資料でございます。そのときにもしゃべらせてもらったのですが数字については変わりますので、変わった時にはすぐまた説明させていただきたいというようにお願いしておりますので、109億、102億というのはその時に使った数字ではございますが、確定数字ではございませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中正男君） 西島議員。

○3番（西島信也君） それは、確定数字というか、予定価格ということでしょうね、債務負担行為の額というのはね、予定価格ということでしょうね。でも、大差ないわけですね。109億円が50億円になるとか、そんなことはないわけですよね。合計で211億円。まあ、あの、非常に高い金額ですよね。これは。いいですか。先般、昨年の5月頃ですかね、調布市と三鷹市というところの組合の焼却場を議員で見に行ったわけですけれども、調布市、三鷹市は処理能力が日量288トン。288ですよ。建設費と維持管理費を合わせて151億円ですよ。151億円。御殿場小山。これは4、5年前に建てたのですけど、御殿場小山は143トン、136億円。伊東市。142トン。これは、建屋が既設で発電はありませんけど、142トンで合計70億円。伊豆市伊豆の国市は82トン。このときは83トンですか。211億円と。これはひどく高いのではないですか。倍ですよ。こういうところをね、何でこんなね、高くするのですか。これでいいとしているのですか。おかしいのではありません。こんな高い値段ではね、誰もね、伊豆市だって困りますしね、後年度において困

るし、伊豆の国市だっていくら交付金、循環型社会形成推進交付金、それから借金をしたってね、これから20年間ぐらい、もの凄いお金がかかるわけですよ。伊豆市、伊豆の国市のそれぞれにね。こんな高くていいとお思いですか。管理者、どう考えます。管理者が答えてくださいよ。

○議長（田中正男君） 事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） まず、200億という数字を出されていて、高いよということですが、200億というのは非常に大金です。私も大金だと思います。ただ、200億、200億という話が出ているのですが、一般財源、要するに市民の皆さんの中の税金の部分になりますと、一般財源の部分は我々の計算だと43%ぐらいになるわけですね。そうすると200億という話ではない。それから、借入をしていきますので、一度にボンと出すのではなくて、焼却施設というのは長く使っていく、30年間を我々は想定しているわけなのですが、その中で長く使っていただくということですので、後年度の人たちにも負担していただくというのも一つの考え方だと思っております。ですので、借入なんかもすることを考えると、1年間での負担というのは、皆様が考えているより減ってくるのかなと考えております。それから今、三鷹さんと御殿場小山さん、それから伊東市さんですかね、例を出していただいたのですが、まず、前半の部分については、建設時期とかが全然違うということでございまして、人件費だとか資材費がグンと上がってきた部分、この部分を考慮するとどうなのかなということもございます。それから、伊東市さんにつきましては、施設を造り直したのではなく、炉を丸ごと修繕したのですね。ですので、我々の方はDBO方式で運営まで入れているので、伊東市さんの施設については、計る物差しが違うのかなという気がしています。以上でございます。

○議長（田中正男君） 西島議員。

○3番（西島信也君） 私が言っているのはね。実際にはそんなお金がかからないということを言っているわけですけど、みんな他の市だってそうなのですよ。みんな交付金をもらって、借入をして、みんなそれでやっているのですよ。伊豆市だけ特別交付金をもらっているわけじゃないでしょう。私は、他所の所と比べてということを言っているのですよ。他所の所と比べて高すぎると。それで、伊東市はね、修繕じゃないですよ、新炉ですよ。新しい炉なのですよ、そこは。新しい炉で、交付金をもらっているのですよ、そこだって。そこは交付金もらっているのですよ。発電なくても交付金もらっているのですよ。それからね、今、時期という話がありましたけど、そりや確かに今から7、8年前に比べれば上がっていますよ。なぜ、上がっているのか。オリンピックがあるから上がっているわけですよ。オリンピックがあるから。だから、オリンピックが過ぎてからやれば、私はその方がいいと思うけどね。ちらしとか何か組合が出したものでは、オリンピックまで待てない、伊豆の国市が困るなんてそんなことが書いてあるわけですけれども、私は、そんなことないと思いますけれどもね。伊豆市もそうですけどね。まあ、そういうことでね、非常にこの金額が高すぎると。何で高いかと言いますと、これは要するに競争する人が少ないわけですよ。今、現実的に見積をこの前出したところは3社でしょう。6社に声をかけて3社が出た。残りの3社はどうしたかというと、取れないと思って降りちゃった。そういうことではなくて、もっと広く。さっき条件を下げたなんていうけど、あんなのは条件を下げたうちに入らないですよ。もっと抜本的にね、考えなければ駄目だと思うのですけれども。

次のところに行きます。ごみ発電設備の設置について。最初にね、発電設備有りの場

合は国からの交付金が出て、なしの場合は交付金が出ないとそういうことを言っていますよね。それは、本当なのですか。私ね、何か月か前には、環境省の廃棄物対策課というところにね、電話したのですよ。出るのか、出ないのか。出ると言っていましたよ。どこで話を聞いてきたのですか。現実的にね、3年前にやった伊東市だって、伊東市は発電付いてないですよ。発電付いてなくて142トン、それだって出ているわけですよ。交付金が。10%の交付金が出てるわけなのですよ。それをどう説明します。平成25年がどうなんて言っていましたけど、よくわからなかったけどね。とにかく、工夫すれば出るのですよ。発電付けなくたって、十分出るのですよ。ちなみに、伊東市は何で余熱利用しているかというと、1つは空調ですね。1つは蒸気を沸かすと。お湯を沸かすと。もう1つはガスですね。これは、私ちょっとわからなかつたけど、煙突から出るガスの関係についてやればそれで出ていると、伊東市の担当者は言っていましたよ。そこら辺、どうですか。本当に交付金が出るのか、出ないのか。発電設備をやらないと出ないのか。大体、発電設備というのは、百何十トン以上じゃないと発電できないというのが普通そういうあれなのですから、小さいところはどうしたらいいのですか。30トン、40トン、そういうところは。交付金は出ないのでですか。それをお伺いします。

○議長（田中正男君） はい、管理者。

○管理者（菊地豊君） 交付金については、事務局長から答弁をさせます。あたかも伊豆市、伊豆の国市は、事業者数が少ないので、競争原理が働かず200億になっているというご発言、これも正確ではない。事実ではありませんので、議事録の中で訂正させていただきます。ご承知のとおり、伊豆市と伊豆の国市で4つのごみ焼却場にラフに6億円ぐらいかかるかっているわけですね。これで20年間やれば、それだけで120億円かかるわけですよ。現にかかる規模を私たちも負っているわけですね。当然、100億円程度のものを造り、100億円程度の維持費がかかれば200億円程度になるということは、数字として、現実、今、我々もそういった事業を抱えているわけです。競争数が少ないわけではなくて、数字のとおり。10年前は、私が市長になった頃は、確かに1トン4,500万円とか4,700万円ということで試算をして大体5,000万円とか6,000万円に落ち着くだろうと言っていたことは事実です。その後、3.11、それから東京オリンピック等いくつかの要件が重なって、ご存知のとおり。他のところでも全て事業費は高騰しているわけであって、伊豆市と伊豆の国市だけが競争数が少なくて倍になっているわけではありませんので、従って、じゃあ、平成32年に東日本の復興が終わるのか。これは、まだ相当な年月がかかりそうです。大変、東北の方には申し訳ないのですが。それからもう1つ、オリンピックが終わった瞬間に、開発費ですよね、事業費が下がるかどうかについてもこれはかなり疑問があつて、今、我慢できるところは、全国の市町村が公共事業の発注を見送っているところもございますし、不落のところもありますし、従って、いろいろな財源が国でも話題になっているところです。32年を過ぎたら建設費が下がるというのは、そのような確たる予測もない中で、事業費がこうなっている。それは事実ですから。伊豆市、伊豆の国市の競争数とは異なりますので、そこは是非、訂正をさせていただきたい。

○議長（田中正男君） 続いて、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） 先程、ちょっとご質問の中で答弁できなかつた部分ですが、他の自治体と比べて組合の方が高いよというお話だったと思いますが、先程来言つてるように、比べている年度が違うのかなというところでございますので、是非、最近の事例で比べていただければと思います。それから、もう一つすいません、議長にお願い

なのですが、先程、西島議員のご質問の中で、交付金についてご確認したということでしたが、どのようなご確認をしたかがわからないと答弁できないものですから、そちらについて、もう一度説明していただければと思います。お願いいいたします。

○議長（田中正男君） これ、時計止めますので、西島議員、先程の国に確認したという交付金について、どのような確認をしたかということでお願いします。

○3番（西島信也君） 止めていますって、残してくださいよ、議事録に。しゃべっているのだから。

○議長（田中正男君） 質問時間を止めているだけで、議事録には残りますから。どうぞ。

○3番（西島信也君） それ聞いて、どうするの。要するに、私はね、電話で聞いたの。廃棄物対策リサイクル課かな。担当者に聞いたのですよ。要するにね、自治体で交付金を貰わないで焼却場を造った例は1例もない。みんな貰っているのだよ。だから、30トン、40トンだって貰っているし。まあいろいろね、過疎地帯とか豪雪地帯とかいろいろあるでしょうけど、何らかのあれで貰っているよということなのですよ。それは、確かな話ですからね。そういうことを言ったの、私は。だから、貰っていないところはないよということ。工夫すれば貰えるよと。いいですか。

○議長（田中正男君） それでは、答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） それではわかりました。交付金を貰ったところがあるかないかということをご確認したというように解釈いたしました。当然、交付金をいただくには条件がございます。その条件を確認していくと、我々の場合は先程管理者が説明したように、まず交付金を貰うための条件、一番大きな条件は2市でやることによってクリアできているのですが、その次の条件ですね、熱を利用してくださいねという部分があります。それが第2の条件になるのですが、それには我々が計画しているような、発電によって使うこともいいです、熱をそのまま使うのもいいですと、両方足して必要なパーセンテージを超える必要がありますよというのが条件になります。それが大前提でございます。我々につきましては、先程管理者が言ったように外部に熱を供給するような施設が近くにないし、造ることも、あえてまた税金等を使って造るということもできないということで発電しか選択がない。あといろいろな条件、先程言ったような離島であるとか、そのような条件もあるのですが、それらも該当しないということでございます。そういう形の中で考えていくと、我々は交付金をもらうためには、発電を付けるしかないという選択になったということをご理解いただきたい。それから、伊東市は発電なしでも貰えているのではないかということです。我々も同じ条件の下であれば、それも可能でした。それが先程来出来ました平成25年に改正された部分ですね。条件が改正されたと。以前は、その熱を自分の焼却施設のために使うこともエネルギーのカウントしてくれていたが、それが駄目になってしまった。それによって、我々はできなくなつた。伊東市はそれができていたので、西島議員が先程説明してくれていたのですが、その中には焼却施設のための設備に熱を供給している部分も含まれているですが、それによってクリアできていたということでございます。以上です。

○議長（田中正男君） 西島議員。

○3番（西島信也君） 今の事務局長の説明だと、よくわからなかったのだけど。平成25年で要件が改正されたというのがよくわからなかった。それは、要するに、場内で使用する電気は良くて、他にも発電とか何とかしなければならないと、そういう意味なのですか。場内の中だけでは、それだけでは駄目ということなのですか。それをちょっと

教えてください。

○議長（田中正男君） はい、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） 場内で利用することも、中にはいいものもあります。伊東市の例にも出ましたけど、場内の中で認められているのは、場内の空調であるとか、給湯、それから私どもの施設には該当しないのですが、寒い地域ですと場内に雪が降ったときに雪解けするためのロードヒーティング。そのようなものはいいわけなのですが、炉の中に熱を供給していくもの、ガスの温度を調整するとか、そういう熱については駄目ですということになったもので、場内で利用するものは全く駄目ということではなくて、そこがもう少し仕分けされて、今までよかつたものが駄目になってしまったということをございます。

○議長（田中正男君） 西島議員。

○3番（西島信也君） そこら辺は、私もちよつと調べさせてもらいますけれども。それでは最後の発電設備を設置した場合、その費用対効果ということで、先程は何かよくわからなかつたのですけれども、もう1回。要するに費用と効果。いくら発電して、何kw発電して、いくら節約できるのか。それをちょっと教えてください。それと、もしも発電しない場合は、例えば電気代とかいくらかかるのか。お願ひします。

○議長（田中正男君） 事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） 議長、すいません。今、説明があつたもので、多分、数字を言葉でしゃべってもよくわからないところがあると思いますので、資料を用意しましたので、配らせていただくことを許していただきたいと思います。

○議長（田中正男君） 暫時休憩して、資料を配ってください。

休憩 午後2時36分  
再開 午後2時38分

○議長（田中正男君） 会議を再開します。答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） それでは説明させていただきます。発電量ということで、アンケート調査のときの数字ですが、年間571万kw/年です。年間の量がそのくらい発電するということです。お配りした資料を説明させていただきたいと思います。この資料は、先程来言っています一番下に書いてございますが、施設の基本計画を作ったときにプラントメーカにアンケートした調査結果、1日当たり83トンをベースにアンケートとヒアリングですね、聞かなければわからない部分がありましたので、ヒアリング等で試算しております。この資料は3段に分かれておりまして、一番上がイニシャルコスト、ま、建設費ですね。2番目がランニングコスト、運営する部分です。3番目が一般財源で比べた場合ということでございます。まず、イニシャルコスト。この時には建設費、一番上にありますが、約115億という数字があります。先程来説明しているように、国の交付金が約30億、それから地方交付税、借金をするというお話をさつきさせていただいたのですが、それに対しまして地方交付税が入ってくる部分がございますので、それがやはり32億8,000万円ぐらい。それから残りが一般財源ということでこの時点では約51億という数字になっています。これは発電を付けた場合の費用でございます。その下に発電を付けない、当然発電を付けないのでその部分の施設費がいらないということになりますので、建設費が約12億減って、104億3,000万円という数字になります。その代わり、

補助金が頂けませんので、補助金はゼロ。地方交付税も補助金を頂いた分については、交付税措置が重くなりますので、その辺の部分で交付税の金額も減ってきます。ということで、一般財源は80億8,000万円という数字になります。こここの部分で赤い斜線で示したところがありますが、発電設備ありの方が約29億、組合の負担が少なくなる。組合というより2市から頂く部分が少ないよということでございます。では、ランニングコストはどうかということですが、これは20年間で比べてございます。発電設備ありということですので、当然、点検であり修繕でありということで費用がかかります。これが14億7,000万円ぐらい。ただ、発電設備があったとしても電気を全部残念ながら貰えませんので買わなきやならない電気がございます。これが約5億4,000万円あります。右の方に書いてありますが。それから黄色で売電費とあると思います。これは買わなきやならない部分もありますが、売ることもできる部分もあるということで、これが約1億6,000万円。差引で電気の收支でいきますと、3億8,000万円ぐらいの費用が発生すると。その2つを合計いたしますと約18億5,000万円という数字になります。逆に下は発電設備なしということになりますので、電気を全部買うということになりますので、これが20年間で約20億7,000万円。この差分ですね。先程の数字の差ですね。これが約2億1,000万円、2市の負担が少なくなる。1年間に直すと約1,000万円ですが、このような試算でございます。一般財源ですね、先程言った2市のそれぞれの負担部分、こここの部分だけを抜き出して表にしたのが③の欄になります。合計金額を比べていただきますとわかるとおり、発電設備ありの方が、約31億円費用負担が少なくなるということでございます。以上でございます。

○議長（田中正男君） 西島議員。

○3番（西島信也君） 再質問させていただきます。これを見ると、今、資料を配つていただいたのですけれども、交付金の方は、私は貰えると思っているから上の方はなしにしてね、20年間のランニングコストですよ。発電設備なしという場合には、20年間で20億7,000万円ですよ。1年間に直すと1億円ちょっとになるわけですけれども、買電、これは東電から買うのでしょうかけれども、私ね、さっきから何度も伊東の話が出てきますけれどもね、伊東は142トンですか、142トンでごみは毎年3万トン燃やしているのですよ。3万トン。それで、いくら費用がかかるか、電気代はと言わいたら6,000万円ですよ。6,000万円。1年間に。これ、おかしいのではない。ちゃんとやっているのですか。お伺いします。

○議長（田中正男君） はい、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） 伊東市さんは、先程議員がおっしゃっていたように、炉を丸ごと取り換えたということです。電気設備自体は古いままという形になりますので、私共の造る施設は、地域の皆さんとのお約束の中で電気が必要な施設があるということで、一概に同じ施設ではございませんので、比べようがないのかなと思っております。

○議長（田中正男君） はい、西島議員。

○3番（西島信也君） 大概ね、施設は古い方が電気代はかかるのですよ。新しくなれば電気代が安くなるのですよ。そんなの当たり前のことじゃないですか。大体、この資料自体がおかしいということで。私は発電設備があったら、交付金のことは別にすれば損だと思いますよ。発電設備を付けたら。こんなに発電できるわけはないのだから。ごみの量が少ないので伊豆市、伊豆の国市は。伊東市は3万トン燃しているのですよ、

1年間に。そういうことで、非常に資料にも問題があるし、いろいろ、金額、建設費、その他のところに問題があるということで私の質問を終わります。

○議長（田中正男君） これで、西島議員の質問を以上で終了いたします。ここで、暫時休憩といたします。会議再開を3時といたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後3時00分

○議長（田中正男君） 休憩を閉じ、一般質問を続けます。続いての質問者、杉山誠議員。  
〔4番 杉山誠君登壇〕

○4番（杉山誠君） 4番、杉山誠です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。  
私からは、新ごみ処理施設の整備・運営業務について伺わせていただきます。

新ごみ処理施設の整備については、最初に候補地とされた堀切地区で地域住民との合意が得られずに、平成20年5月にそれを見直し、平成20年8月に伊豆の国市スポーツワールド跡地を候補地として地域住民と交渉がなされました。これも合意を得ることができずに、平成25年4月に候補地は白紙となつたものでございます。

その後、公募により伊豆の国市、伊豆市の各地区より候補地を募集し、伊豆市内4地区5か所から応募があり、最終候補地に決定した佐野区と平成27年1月27日に「広域一般廃棄物処理施設に関する基本協定書」が交わされたものでございます。

平成18年7月に最初の候補地との交渉を開始してから8年半後にして、いわゆる「迷惑施設」といわれるごみ処理施設建設予定地が決定をいたしました。佐野区民の皆さんの絶大な協力に感謝を申し上げたいと思います。現在、伊豆市、伊豆の国市の両市で稼働しているごみ焼却施設は、稼働を開始してから、年数の少ない施設でも30年、多い施設では40年以上経過しており、建設当時に焼却炉の通常耐用年数とされた20年を大きく超えて使用されているのが現状でございます。このため、4施設合わせると平成23年から27年の間では毎年平均で3億円以上の維持補修費がかかっています。ほとんどの施設は、平成34年に予定されている新施設の稼働を見込んで、必要最小限の維持補修を行っているものであり、稼働が遅れた場合は、長岡清掃センター、韮山ごみ焼却場においては、大規模修繕工事が必要となるなど、その総額は23億円と想定されております。また、それまでにも老朽化による稼働停止のリスクを抱えており、一日でも早い新施設の稼働が待たれるところでございます。

一方で、新施設建設には多額の費用がかかり、両市の負担額も気になるところであります。しっかりととした理解の下で事業を進めていただきたいものであります。議員や市民の間で十分な理解が進んでいないようにも感じます。

本日予定されていた新ごみ処理施設建設運営事業に伴う債務負担行為の上程は、構成市的一般廃棄物処理基本計画の見直し等による施設規模の変更と入札参加条件の見直しにより、あらためて見積を徴取した上で債務負担額を算定するとの説明を受けましたが、多くの市民の理解を得る必要から、再度、施設規模算定の概略と入札参加条件見直しの経緯、また、それによって見込まれる効果についてお伺いをいたします。

適正な価格で、長期的に安心・安全で安定稼働が求められるごみ処理施設であります。価格と性能のバランスに対する基本的な考え方、これもお伺いをいたします。

組合議員や構成市の議員、そして行政関係者に対して、「談合は犯罪です」とか「入札

前に受注者が決定している」とする内容のいわゆる「怪文書」が送付されたが、内容の精査やそれに対する対応はどのようにとっているでしょうか。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中正男君） 杉山議員の質問に対し、答弁を求めます。答弁者、管理者。

〔管理者 菊地豊君登壇〕

○管理者（菊地豊君） お答えを申し上げます。まず、施設規模算定の概略と入札参加条件見直し、あるいは見込まれる効果についてご質問がございました。規模の1トンではございますが、変更については、先程、事務局長が説明をしたとおりでございます。一般的に、ごみの排出量は景気の変動の影響が大きいと言われています。伊豆市も伊豆の国市も分別はかなりしっかりとやっていますので、伊豆市の場合はと1994年が経済のピークで、人口も経済もそれから縮小してまいります。ただ、平成21年を底に緩やかに回復基調にありまして、世界の経済、それから日本国内のGDPの動きを見ると、このまま人口に比例してごみが減り続けていく、経済も小さくなっていく、ということではないと、また、両市の全体の計画もそのようにはなっていないということから82トンという数字は妥当であろうとこのように考えているところでございます。

それから、入札参加資格の中で、当然、競争原理で言えば、入ってくる事業者さんが多い方がいいわけですけれども、やはり、実績を私たちは配慮させていただかざるを得ない。伊豆の国市、伊豆市の行政規模から言って、全国に先駆けて実績がない事業者さんにお願いをするとか、あるいは新しい方式にチャレンジするということは、やはり、適切ではないのではないかと。市内にいくつものごみ焼却場があって、新しい技術に挑戦するような体力のある規模の大きな自治体であれば別ですけれども、数十年に1回造る両市の状況を考えますと、やはり全国に先例のある、そして造った実績のある事業者さんにお願いするということが適切なのだろうと考えております。DBO方式で建設と運営も一括してお願いするということですが、数日前に伊豆市では公民連携の勉強会をさせていただきました。その中で、正比例する関係ではないのですが、やはり一定規模の事業であれば、公民連携の事業の方が効果は、財政負担を軽減する効果というのは大きくなるということのようありますし、やはり、建設するところと運営するところが全く同じ社員構成でなくても、少なくとも造ったところが関与してその技術、造った技術を十分に分かっているところがしっかりと関与し続けて運営することの方が、安定的な運営という観点からも望ましいということで、DBO方式は維持し、ただし、DBOによる実績は必ずしも必要ではないのではないかということで整理をさせていただきました。現在、視野に入れている事業会社さんは、いずれも全国でこういった事業を遂行した実績をお持ちのところということにしておりますので、その中でもなるべくたくさんの方々が手を挙げていただければと思っております。

そこで、価格と性能のバランスというご質問がございましたが、私がいろんな市民の皆さんから伺っているご意見を自分なりに整理をしますと、「まずは安心な施設を安定的に運営してほしい」、やはり、これが大優先だらうと思っております。「あまり例がなくとも目新しいもの」という声は、まず、ございません。こういった事業ですから、安全な施設を造り、安定的に運営していただきたい。2つめは、「早く造ってほしい」というご意見がたくさんございます。現状を知っている方は、伊豆市であれば柏久保の状況がかなり老朽化して大規模修繕を行ったばかりですが、既に問題も起りつつありますので、「早く造ってほしい」という要望もございます。そして、その中で、然は然り乍ら、

「なるべく市民の負担は小さくしてください」という順番で、市民の皆さんのご意向だろうと私なりに整理をしております。これも当然、市民負担は大きくすべきではないのですが、しかし、安全な施設、安心して傍で生活できる施設、これは外せないのではないかと考えております。

最後にご指摘のありました書簡、私宛ではないのですが、拝見をいたしました。これはすぐに危機感を感じて、警察当局にも速やかに相談をさせていただきました。というのは、私どもはどことも接触しておりませんし、数字もまだ決まっているわけではありませんので、いわゆる我々がどこかに誘導するということが、そもそも物理的に不可能な段階の話で、どこかに決まっているやに具体的な企業名を書いてそれを排除することになれば、極端に言えばどのような入札も自分で入る環境を作ることができる。実績のある企業、意欲のある企業を名指しすることによって排除するのであれば、まさに入札を誘導することができるわけですね。その危機感を私は速やかに感じて、当局に相談をさせていただきました。現在、具体的に激しい動きがあるわけではありませんが、注視をして何かあればしっかりとそこは連携を取らせていただこうと考えております。

○議長（田中正男君） 再質問を許可します。杉山議員。

○4番（杉山誠君） それでは、再質問をさせていただきます。少し、細かいことについても質問させていただきます。ただいま管理者からの答弁で、基本的に安全、安心な施設を安定的に造ることを第一の目標に進めたいということでありました。私もそれに同意するわけでございますけれども、やはり、今、議論になっているところで、いかに費用を抑えるかということも大切な観点であります。そのことについて、また、災害廃棄物のことについて、最初に再質問させていただきます。確認ですけれども、災害廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条の3で円滑かつ迅速に処理することが定められており、尚且つ、第6条の2では市町村は一般廃棄物処理計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように処分することが義務付けられております。これは法律の定めでありますので、これに従わなければいけないと思うのですけれども、更に国の方針として、平成25年5月31日に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画2の6において、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し代替性及び多重性を確保しておくことが重要であるとされております。災害ごみの処理は、各地元の自治体の義務とも言えることなのですが、この義務を果たす上で、ここにありましたように広域圏毎に計画を立てるということがありますけれども、現状、広域圏毎に計画が立てられているのか。あれば、どのような範囲で捉えているのか。その辺の実情について、最初にお伺いいたします。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） それでは、お答えしたいと思います。國の方針に基づいた広域計画ということなのですが、残念ながら、現時点での動きというのはございません。ですが、國の方針にあるように、ある一定の部分を持つことによって、広域になったときに我々も貢献できるのかなと部分は感じております。以上です。

○4番（杉山誠君） 広域の計画はまだ立てられていないということですけれども、いずれ、やはり協力関係を構築しなければならないと思うのですけれども、その前提として、まず自分たちの施設が受け入れ態勢を整えておかなければいけない。これは、よく理解できることであります。災害が起きたときには、仮設であるとか、他自治体に依頼とい

う意見もありますが、現実的に自分たちの町で発生した災害ごみを他の自治体に運ぶということは、広域の災害でありますので不可能でありますし、自分たちのごみは自分たちでというのが基本的な考え方でありますけれども、そんな中で、余裕を持ったある程度の枠を入れた上での施設規模、これを造っていくということであります。その次に少し気になるのが、最終処分場の能力ということが謳われているのですけれども、当然、焼却処分をすることになると、焼却灰が発生します。通常の焼却灰に加えて、災害廃棄物の焼却灰が発生するわけですけれども、これらについて、最終処分場の能力等についての検討はされているのでしょうか。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） 最終処分場につきましては、まず、災害ごみのうちの我々が処理するのは可燃ごみになりますので、最終処分場に影響するものは焼却灰となります。焼却灰につきましては、構成市それぞれで処理を考えるということになり、現実的には搬入されたごみの量に応じて灰の量を按分してそれぞれ処理していただくということなのですが、構成市の方で検討しているのは、当然、現状あるそれぞれの最終処分場の延命化ですかね、我々の施設の稼働年数に併せて最終処分場を運営していくことを前提に、外部の処理委託、リサイクルとか焼成とかそのようなものを検討してもらっていますので、そちらの方はされているというように認識しております。

○議長（田中正男君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） 次に、よく心配する声を聞くのですけれども、先程の西島議員の質問にもありました、災害廃棄物処理量を平常時の必要規模の約10%増しで算出して、施設規模を設定していますけれども、当然、人口減少と共にごみの量が減っていきます。10年、20年後、平常時、災害ごみのない場合において、施設規模が過大過ぎることによって、十分な発電量が得られない等の理由で、エネルギー回収率15.5%を確保できなくなるというようなことが起こりえないかということが心配されるのですが、いかがでしょうか。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） 15.5%確保できるかというご質問だと思いますが、こちらにつきましては、熱回収率の計算は非常に難しい計算もあるわけなのですけれども、簡単に言いますと、発電で得た出力÷投入エネルギーという計算をします。投入エネルギーとは何かと言いますと、ごみの量で計算するカロリー+立ち上げ時に助燃剤という形で外部の燃料を入れるわけですが、その燃料というのが投入エネルギーになります。先程おっしゃったように、ごみの量が少なくなるということは発電も少なくなるのですけれども、分母となるごみの量も減ってきますのでこのパーセンテージは確保できると。あともう一つ、この辺のパーセンテージを維持するというのが技術なのかななどということでございます。

○議長（田中正男君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） そうすると、その技術は提案の中から判断するということでおろしいですか。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） そのとおりです。提案の中でその辺の部分が出てくるのかなということです。

○議長（田中正男君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） 处理施設の規模についてはわかりましたけれども、次は処理施設の災害対応です。当然、災害ごみを受け入れるには、ごみ処理施設が安定稼働していかなければなりませんので、耐震性であるとか、耐浸水であるとか、諸々の施設の防災対策、体力、そして、また焼却施設を立ち上げるための自家発電設備、そういうものをしっかりと整備することによって災害ごみを受け入れることができるようになるのですけれども、その辺の体制はどのようにになっているのでしょうか。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） そうですね。今、言ったように、災害ごみの受け入れ体制というのは、しっかりと、メーカーアンケート等を見ながら確認させていただくという形になると思うのですが、その部分も提案していただけるような形を考えていきたいと思います。

○議長（田中正男君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） では次に、環境省から発行されているエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルというものがあるのですけれども、これは主に高効率発電を使った施設ということを謳っていると思うのですけれども、まず、循環型社会形成推進交付金のエネルギー回収率の交付要件としては、「施設規模が小さい施設では、タービン発電機の効率の低下等により発電効率が低下するため、交付要件は施設規模別に設定する」ということで、100トン以下の規模の施設については15.5%、これは先程から出ている15.5%です。次にこの中では、「現代技術では、日量70トン程度未満の小規模施設においては、高効率発電は言うまでもなく、発電設備そのものを設置することが困難な場合が多いため、小規模施設については無理な計画とならないよう、十分な検討をすること」ということが謳われております。要するに、規模が小さい程、エネルギー回収率が低くなる。そして、そのことによって、最も交付率がよい循環型社会形成推進交付金の対象となることは難しいと言えるのですけれども、当組合では82トンということで難しくなる。施設規模が小さくなるほどエネルギー回収率が落ちて、国の有利な交付金の要件から外れてしまうということなのですけれども、その辺りのことについてどのような検討がなされてきたのでしょうか。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） ご心配のとおり、おっしゃるとおり、70トン未満ではかなり難しいよということは認識しております。そんな中で、当初の83トン、今の82トンということで進めておりますが、これにつきましては、基本計画策定時83トンですが、メーカーにアンケートを致しております、メーカーさんに「15.5%どうでしょうか、達成できるでしょうか」ということで確認したところ、「できます」ということでございます。今後、82トンでやるわけなのですが、その条件の中に、高効率の補助金が貰える15.5%を確保してくださいということを要求水準書というものに書きます。それが達成できるということで業者さんに手を挙げてもらいますので、そこはお約束事になるということですので、守られるのかなというように考えております。

○議長（田中正男君） 続いて、管理者。

○管理者（菊地豊君） 今、事務局からは、今の制度についての話があったのですが、当然、その前には熱エネルギーを直接使う選択肢もなかろうかという検討はしたわけですね。熱エネルギーをそのまま熱エネルギーで使った方が、熱を電気エネルギーに変えるよりもエネルギー効率はよいので。そのためには外側に何らかの別の施設を造らなければ

ばならない。そこまでやりますとリスクを伴いますし、事業費も大きくなりますし、また、実際に入札に手を挙げていただけるような事業会社さんの中で内々に聞いてもそこまではという話でしたので、熱エネルギーを熱エネルギーとして使うものは一旦落として、熱を電気エネルギーに変えて交付金の条件にかなえさせるというような判断をいたしました。

○議長（田中正男君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） 今、一部の人から出されております、できるだけ小さくして費用負担を抑えるというご意見なのですけれども、いろいろなことを勘案しますと、新しい処理対象物、これは、今まで外部に出していたものを自分で処理することとか、あるいは災害廃棄物、これは冒頭申し上げましたように、地方の自治体として必須ということ。そして発電施設ですけれども、この発電施設を付けないことによる費用対効果も西島議員の質問の中で示されました。そうなりますと、規模が小さければ市民負担・費用負担が少なくなるという議論は、私としては少し違うと思うのです。ある一定規模、これは無理に施設規模を大きくして無駄な施設を造るという意味ではございません。稼働予定年度の平成34年のごみ、過去10年間の人口実績及び将来推計値とか2市における焼却処理量の実績を踏まえた上で、受け入れ可能な量を算定されたものでありますので、平成34年の稼働時にそもそも受け入れられない量・規模では、これは話になりませんし、平成34年に災害が起きないという保証もどこにもございません。必要最小限の施設を造っておいて、その後の安定した運転ができるような技術、これをしっかりと確立していくことが大事だと思っておりますので、そういった諸々のことを考えますと、あるいは、伊豆市と伊豆の国市、今回、共同で造ることになったのですけれども、別々に造っていては交付金対象にもなりませんし、そういう意味で、今回の計画はしっかりととした計画の下で築き上げられたもので、それをいかに効率的に造り上げて、安全に運営をさせていくかということが大事だと思います。それらのことを踏まえて進めていただきたいと思うのですけれども、少し参考になる程度かと思いますが、先程も数字的には出ていましたが、いわゆる一般廃棄物だけ、一切、災害廃棄物とか新たな処理対象物を減らすとかしなくともという考えの中で、それを加えた量、プラスアルファされた量、この資料は出されているのですけれども、わかりやすく、実際にそれらを加えたら施設規模は何トン増えましたかという数字は、簡単に答えるでしょうか。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） 今のご質問は、災害廃棄物を見ない場合はどういう規模になったのかというその辺の差を示してくれというよう理解しましたが、そうしますと、先程、西島議員の方にお答えした中にありますように、どうしても施設を安定稼働するためには余裕を持ちます。災害ごみを見ない場合は、稼働日数280日という稼働日数で計算します。そうしますと、これは83トンのときの計算なのですが、災害ごみを入れた場合は83トン、入れない場合は81トンというような施設規模が必要になることになりますので、その差を見ていただきますと、2トンの差が災害ごみの実質的な部分なのかなと思います。

○議長（田中正男君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） 2トンというお話をされども、最初の計画では、約10%といふことなのですけれども、ちょっと私も単純に考えて、その辺のところはわかりにくいのですけれども、もう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） 申し訳ありません。当初言ったのは、計算式が1日に必要な計画ごみ量を365日で割ったものが1日の必要な焼却ごみ量で、それが基準になります。それに対して280日稼働の場合は、それ割ることの365。分母が365で分子が280。更に、年間15日ぐらいは緊急で停止することを想定するもので、割ることの0.96という数字なのですが、15割る365。それを掛け合わせた場合の数字が出る。それが280日。300日の場合は、280というのを300に置き換えるようになります。そうしますと、300日で通常の部分をやった計画が75.いくつという数字になっていたと思いますが、それに、今回、災害ごみを入れたときには83という、あれは、先程言ったように、計画ごみ量と災害の1年間のごみ量を300日で割った数字が83という数字なのですが、それと比べると約1割という数字になっております。ですので、300日、300日で比べると、約1割増しの7.5トンを災害ごみとして見込んでいるということなのですが、実質、災害ごみを見込まないで平常時だけでやるとなると、280日で計算するということになるもので、それが81トンという数字になるということで、非常にわかりにくくて申し訳ないですが、そういう形になります。

（「全然わかんないよ。」との声あり）

○議長（田中正男君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） すいません、何となくしかわからないですけれども、次へ進ませてもらいます。昨年10月31日に、伊豆市の全員協議会で出された資料なのですけれども、その前に組合議会の方に出されておりますが、発電施設を入れた時とか算定するための資料として、A社、B社、C社、3社のプラントメーカから金額を出されたものを割って平均したものを金額として出されたという資料がございました。ただ、その時は、A社、B社、C社、非常に金額の差が大きかったですので、実際に債務負担額を算定する場合の資料として、今、微取している見積額というかアンケートの額なのですけれども、それらを、そういったバラツキの多い金額から算定するということに対して、ちょっとどうかと思うものですから、そういった場合にどのような方法で、どんな点に留意して、算定をするのか教えていただきたいと思います。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） お答えします。まず、3社のときにかなり大きな差があったということでございますが、こちらは施設の基本計画を作る上で、どのような処理方式、ストーカに決めたのですが、どのような事業方式がいいかなということで、それを考えるためにメーカーさんにお願いしたということで、かなりアバウトな条件の下でご協力をお願いしております。ですので、さんざんお話をさせていただいていると思うのですが、プラントメーカは、施設設計に基づいて、我々の設計ができてそれに基づいて金額を決めていただいて入札していただくという方式が取れない。メーカーさんにノウハウがあるというところで、私たちが示しました条件を見た中で、かなり安全面であるとか、こういうことも考えているのかなということで金額を多くしたとかそういうことなのかなと。金額が安いところは、まあ、このレベルでいいのではないかというところで、条件設定がかなりアバウトな部分で出していただいたもので差があったのかなと。債務負担をお願いするにあたっては、昨年の12月にお示ししたとおり、要求水準書の案というものを示しております。あれは、事細かに、こういう形で私どもの求めているものはこうですというものを示しておりますので、それを基に事業者さんが算出していただくと、

その辺の差が縮まってくるのかなということが、まず、考えられます。あと、もう一つは、その中でも大きな差があったときにどうするのだということがあると思うのですが、これは構成市でもやっていると思うのですが、そういう見積によって設計金額を算出する場合は、異常値を切り捨てるとかいろいろな方法がございますので、それらを考えながら設定するような形になると思います。以上です。

○議長（田中正男君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） 次にDBO方式、この事業方式について、確認をさせていただきたいと思います。DBO方式での運営について、メリットとしては、施設整備段階から運営事業者のノウハウを活用できることであるとか、運営管理業務に運営事業者のノウハウの活用余地が大きいこと、そしてまた、公共の意向を反映しやすいこと等が挙げられております。これに対して、従来の公設公営方式では、事業者のノウハウを活用することが難しく、運営費用も、これが大事なことなのですけれども、年度によって数億円単位でバラツキが生じるということで、施設の管理に関する各構成市の財政計画を立てにくい等のデメリットが挙げられております。やはり、一番大きなメリットは、財政削減効果だと思いますのですが、最大限、財政負担を軽くするために、維持管理運営費算定の基準となりますヴァリューフォーマネーを算定するに当たっての現在価値への換算や割引率、これをどのように算定してきたかお答えいただきたいと思います。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） お答えさせていただきます。まず、現在価値への換算ということなのですが、こちらにつきましては、私どもはDBO方式でやることで、PFI法に準じた形で事業を進めさせていただいております。PFI法によりますと、ヴァリューフォーマネーを算定する場合は、現在価値換算で出しなさいということになっておりますので、この数字を使うことになります。現在価値とは何かということですが、こちらは、今、現時点で持っている例えば1万円が、我々が施設を造って稼働する30年先に同じ価値かというと、当然、利息なんかも発生しますので、将来の方が高くなるわけですが、その部分を考慮して、現在の価値にして計算しなさいということになります。ちょっとわかりにくいかかもしれないですが、将来は、先程言っている100億で施設ができたとします。将来、100億かというともっと価値はありますよねというところで・・・ごめんなさい。将来の100億の施設が、現在はどうかというともっと落ちますねという。そういうレベルで、ヴァリューフォーマネーを出しなさいというのが一つの考え方です。もう一つが割引率ですか、この考え方なのですが、こちらもヴァリューフォーマネーを出すときには、割引率というものをやはり使って出しております。ですので、他の自治体の例を、実際にヴァリューフォーマネーを出した例を参考にしまして、この率を過大に見込みますとかなり金額的に影響が出てしましますので、過大に見込まない程度に他の自治体の実際の例を見込んでいる数字を使っているということでございます。

○議長（田中正男君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） 正直、私もにわか勉強で、専門ではないのですけれども、DBO方式を採用するにあたっては、これがポイントとなるということですので、しっかりととした他自治体との比較だとか、現実に沿ったそういったものが行われているということを確認させていただきました。次なのですけれども、DBO方式の導入にあたって、ごみ処理施設整備基本計画書の最後に記されていることなのですけれども、今後の課題ということで、プラントメーカを事業期間にわたり関与させる仕組みであるとか、建設請負契約と管理

運営契約が2本であること、または、財政モニタリング機能の強化、SPC株主の破綻への対応、こういった課題が挙げられているのですけれども、そのことについて、当然、運営事業の要求水準書で謳われているとは思うのですけれども、どのような観点、あるいは具体的にどのようなことが水準書の中でこれらの課題についてしっかりと整理されているでしょうか、伺います。

○議長（田中正男君） 杉山議員、通告にない内容ですけど、当局の方、答えられるでしょうか。

（「大丈夫です。」との声あり）

○議長（田中正男君） それでは、答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） すいません、今のご質問にお答えする前に、先程ちょっと間違った答えをしていまして、割引率を説明した時に、私が言ったのは、削減期待値という違う数字があるのですけれども、その説明をしてしまいました。割引率につきましては、国の、国交省さんが示している数字なのですが、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」この中で、4%という数字を使っておりまして、これを使っていると。ヴァリューフォーマネーを出す時にはこの数字をということで、他の自治体もこれを使っているということでございます。すいませんでした。

それでは、今のご質問にお答えしたいと思います。DBO方式の課題に対しての対策についてのご質問だったと思います。まず、プラントメーカさんが事業期間に関与する、プラントメーカさんというのは基本的には施設を造って終わりという形になってしまふのだけれど、それだけでいいのかというところに課題があるというところで、これにつきましては、施設を運営する特別目的会社、SPCと言っているのですが、こちらを作つていただくようになります。その時に、メーカーさんがSPCへの出資が50%以上になるようにしてくださいと。メーカーさん逃げられませんよという言い方になるのかもしれません、そういうことを対応していきたいということです。それから、契約が建設と管理の2本になるというところで、その責任の部分が問題になるのかなと。これにつきましては、我々については、メーカーさんなのか、運営事業者さんなのか、どちらの責任になるかということも当然関係するのですが、施設が壊れてしまったとか問題が発生した場合、それをまず直してくださいということが第一ですので、契約の中で、協定とか契約の中で、まず直してください、どっちの責任でもいいから直してください、その後、責任はお互いに検討してください、当然、我々の責任ではない部分ですが、メーカーさんなのか、運営会社さんなのか、そういうことを規定させていただくということで、確保したいと思っております。財政面でもSPCさんの関係で大丈夫なのという問題もあるかと思います。こちらにつきましては、やはり、契約書等で監査法人が、しっかりと監査法人さんが監査をすることを義務付けして、しっかりと第三者に確認していただくと、その結果も我々の組合の方に出していくということで対応したいと考えております。後、じゃあ、SPCさん自体が破綻してしまった、管理運営会社さんが破綻しちゃった時どうするのという部分があると思いますが、こちらにつきましては、提案をいただく時にそういう場合を想定して、じゃあ代替はどうするのですかというようなものをご提案いただくということで確認をしていく。提案したものはお約束になりますので、SPCさんが駄目だったら、次にはこういう企業さんがやってきますということでお約束をして対応していきたいという形で課題を考えております。以上です。

○議長（田中正男君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） DBO方式で事業を運営していくということで、20年間というものであれば運営計画の中にありました安全・安心な施設、地元にとっても安心ということでいろいろ確認させていただきました。で、次なのですが、運営業務に関わることでありますけれども、2市の財政負担、初期投資と20年間の維持管理費で約70億円というのが試算されておりますけれども、こういった多額の支出を伴う事業でありますので、やはり、地元業者の下請け参入とか材料調達への配慮等、地域経済の循環、これに配慮するべきだと私は思うのです。要求水準書の中に、「新ごみ処理施設整備運営事業における基本方針」として、地域に貢献ということが謳われております。評価項目の中に、これらの提案を受け入れる仕組みができるのかどうなのか、また、あるのか、それを伺います。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） お答えします。まず、地元への貢献ということで、建設であつたり運営であつたりということで費用を落としていただきたいということを考えておりますので、事業者さんから頂く提案書の中に、業種毎ぐらいになると思うのですが、じゃあ、いくらぐらい地元に落としていただけるのですかというご提案を頂くように考えております。このご提案につきましては、ただ提案だけで終わるのではなくて、提案が守れなかった場合のペナルティーなんかも加えた形で考えておりますので、それらを両方合わせて地元に貢献していただきたいと考えております。

○議長（田中正男君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） それでは次に、質問の最後に挙げておりました怪文書について伺いたいのですけれども、実は、昨年10月には、組合議員に対して文書が送られてきました。今回は構成市の議員や一部職員にも送られてきたのですけれども、前回の差出人となつておりました熊本の新聞社、今回、議員に送られてきたものの差出人である、議会ですので名前を伏せさせていただきますけれども、その方ご本人に、私、直接電話でお話を伺いました。そうしたところ、「私たち、伊豆のごみ処理施設のことは何もわからないし、郵便は全て社の専用封筒を使っている。」今回来たものは既製の封筒なのですけれども、そして、「まず、何よりも、熊本にある私たちが、東京まで行って投函するようなことはありえない。」とおっしゃっていました。受付が東京の郵便局になつたので。その上で、「私たちの出している記事は、全て署名を付けています。差出人は確かにありましたけれども、差出人は虚偽だと。その上で、文書に対する署名を付けていない。そのようなことをするのは、業者か、政治的な情報操作ではないか。」ということを、その方はおっしゃっていました。で、怪文書の内容を見ると、根拠のない情報が多いわけです。そして、一つには、入札参加要件を緩和して多くの事業者を参加させることが、価格の低下につながるとしておりますけれども、ま、仮にですね、こういったことで行って、実績や技術力が不十分な事業者が、極端に価格を下げて落札するようなことがあってはなりませんので、このような懸念はどのように捉えているでしょうか。

○議長（田中正男君） 答弁者、管理者。

○管理者（菊地豊君） 非常にこの・・・何と言うか微妙な問題で、さっき申し上げたとおり、ここ対応を誤りますとこの事業ができなくなるおそれがあることを大変危惧いたしました。というのは、具体的な企業名も出ておりまし、それから、発注の仕方をあまり良くない方向に変えた時に、今、意欲のある方が、実績のある方がやめてしまうと、それこそちらは債務負担を取っても、手を挙げるところがなくなると最悪の状態

なので、しっかりと対応したいと考えております。で、その中で、非常に不思議なのが、私宛には書簡は来ていないのですが、まず、差出人が虚偽という事と、それから対象となる入札条件を緩和するのが、経審の点数なんかは少し広げる余地が仮にあったとしても、この10年ぐらいでごみ焼却場の建設、運営の実績となるとそんなに多くない。他に配布されたと言われている資料を拝見すると、当局の方の名刺なんかもあって、どのように、変な話、言葉悪いですが、ひょっとしたら、当局側も悪用されているのではないかという危惧を持つわけです。そして、この中を見ますと、技術的に大丈夫だから私たちをということではなく、とにかく発電さえやめてくれれば入れるというような書き方になっていて、価格を下げるとか、対象を増やすというよりも、どちらかというと自分が入るための活動に思えて仕方がないのですね。従って、冒頭申し上げましたように、そういったことによって、実績と意欲のある企業が排除されてしまうことは絶対避けたいと思います。従って、今、捜査当局と連絡を取りながら、そういったことが起こらないように、私どもは全く非の打ちどころがないような、一点の疑義もないような行政の手続を進めてまいりますので、しかるべき方向に着実に進めてまいりたいと考えております。

○議長（田中正男君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） 私が電話したその方も、かなり詳しく、こういったごみ処理施設に関する事を知っていますし、以前、地方のそういった新聞であるとかそういうものに記事を載せていました。いろいろ教えていただいたのですけれども、メーカーの思惑が大きいのではないかということを言わっていましたけれども、いずれにしても、管理者からもありましたけれども、あからさまにメーカー名を挙げて談合情報を流すということは、入札妨害に当たらないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（田中正男君） 答弁者、管理者。

○管理者（菊地豊君） 私もそこを一番危惧しております。そもそもなぜ条件があるのかということなのですけれども、例えば、環境省の交付基準、国は政策誘導したいわけですね。政策誘導したいから国の望ましいところに交付金を付ける。それは私たちの利害と一致しないのか。当然、一致するわけですね。CO<sub>2</sub>は削減したい。温暖化も。我々の身の丈にあったことしかできないですけれども、発生する熱を可能な限り活用して、地球に余計な負荷をかけたくないというのは、伊豆の国市にも伊豆市にも両市にも共通する利益であるわけですね。そういう政策形成を普通はなされていて、まさに今回もそのようなことであって、それによって、環境負荷を下げ、かつ我々の地域の市民の負担を下げるという政策ですから、そこに対してやらないことなんて、つまり、地球に対して負荷を上げて、かつ市民負担を増やすというのは、どう考えても非常に違和感のある動きなのですね。そういうことを考えると、今、議員が心配されたようなことを思わざるを得ない。思いを致さざるを得ない。そなならぬようにこれからも気を付けて参ります。

○議長（田中正男君） 杉山議員。

○4番（杉山誠君） とにかく、組合からこのような動きが警察に相談が寄せられているということは、そういった怪しい動きと言つては何ですけれども、そういった動きと、もう一方で組合側、施設整備をする側に対しても警察のチェックが働いているわけですので、仮に官製談合であるとかそのようなことがあれば、これはしっかりと警察でも捜査に入ると思うのですけれども、その辺のところを、両方が監視されているのだという

ことをしっかりと踏まえて対応していかないと。やっぱり、新ごみ処理施設、伊豆市、伊豆の国市の両市民にとって欠くことのできない大切なものでありますし、尚且つ、できるだけ費用負担を抑えることは当然のことでありますけれども、基本方針に示されておりますように、長期的に安心安全で安定稼働、環境に限りなく配慮、住民に開かれ地域に貢献、そして経済性に優れる施設整備、こういったものをしっかりとしていく上で、今、取り上げましたような正確性に欠けて、尚且つ、根拠のない、こういった悪質とも思えるような情報操作に惑わされることのないようにしていかないといけないと思います。やはり、組合もそうですし、行政もそうですし、当然、議員もそうですので、それを疑われるような、特定の業者を優遇するような動きがあつてはいけないと思いますので、その辺のところをしっかりとやつていただきたいと思います。以上で、質問を終わります。

○議長（田中正男君） これにて、4番、杉山誠議員の一般質問を終了いたします。

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中正男君） 日程第6、議案第1号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定の専決処分の報告及び承認について」を議題といたします。管理者から、提案の理由を求めます。

[管理者 菊地豊君登壇]

○管理者（菊地豊君） 議案第1号について、提案理由を申し上げます。本案は、当組合の出納事務を委託している伊豆市の指定金融機関が平成30年1月1日から三島信用金庫となったため、当組合の指定金融機関についても、伊豆市に併せ、効率的に会計処理を行うことができるよう、平成30年1月1日から三島信用金庫を指定いたしました。指定金融機関の指定については、議会の議決事項となります。早急に事務処理を進める必要があることから、専決処分といたしましたので、これを報告し、承認をいただくものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中正男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。西島議員。

[3番 西島信也君登壇]

○3番（西島信也君） 3番、西島信也です。私はですね、この組合の指定金融機関の指定について、専決処分をしたということでその承認を求めるということなのですけれども、これについて、若干、質疑をさせていただきます。まず、2点程あるのですけれども、1点目は、これは今までどこがやっていたのかということをお伺いします。それで、何年で交代するのでしょうかということですね。それから、もう1点伺いますが、これは、組合管理者のいるところの指定金融機関ということでございましょうか。それから、もう1つ。これは、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするということですけれども、全部でこの地方自治法の中にその条件というかこうした時に専決処分ができるということがあるのですけれども、4つを言いますと、議会が成立しないとき、会議を開くことができないとき、3番目、特に緊急を要するため議会を招集する時間がないとき、議会によって議決すべき事件を議決しないとき、この4つあるわけですけれども、このうちのどれでしょうか。お伺いします。

○議長（田中正男君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。まず、前の金

融機関はどこかということでした。こちらは、静岡銀行さんの方にお願いしておりました。それから、何年間で代わるのかということなのですが、先程申しましたとおり、伊豆市に事務委託している関係で伊豆市のという話ですので、伊豆市さんのルールでいきますと2年ということですので、2年という形になります。それから、会計処理、会計管理者は管理者のいる自治体なのかというご質問だったと思います。こちらは、規約の中では会計処理に関しましては、伊豆市の方にお願いしている。建設地も伊豆市で、場所も伊豆市ということもありまして、伊豆市の方にお願いするということで、最初の組合規約を作る段階で、伊豆市ということになっていますので、会計処理はずっと伊豆市ということに規約が変わらない限りはなるということです。法的根拠につきましては、暇がないという理由、先程議員が申しました理由の中の、暇がないという理由になります。以上です。

○議長（田中正男君） それでは、再質問。西島議員。

○3番（西島信也君） 1つ確認ですけれども、会計管理者のところでやるということですけれども、要するに平成30年度から、平成30年4月からは、伊豆の国市の小野市長が管理者になるわけで、やるけれども、会計は伊豆市でやるのですか。会計管理者もそうすると伊豆市の会計管理者がやるということになるのですか。兼任してやるということになるのでしょうか。それを1つお伺いします。それから、もう1つ。暇がない。何で専決処分をするか。暇がないというのは、どういうことでしょうか。結局ですね、指定金融機関というのは2年ですか、2年経つなんてことはずっと前からわかっていたじゃないですか。この前、臨時議会だって10月31日にやりましたよ。確かね。何で、その時にやらないのですか。それがわからなかつたわけですか。暇がないっていうのは、暇がないなんてことはあるわけないじゃないですか。もしも、これを議決したかったら、いつでも呼ばばいいじゃないですか。議会を招集すればいいじゃないですか。まったくおかしいですよ。ま、ちなみにね、金融機関の指定は、県は必要ですよ。都道府県は必要だけど、市町村は必要じゃないですよ。できる規程になっているだけですよ。地方自治法によって。やらなくたっていいわけですけれども、ま、それはともかく、暇がないというのは解せないけどね。暇はいっぱいあったじゃないですか。暇がないというのはね、例えば、地方財政法とか何か、国会で3月30日頃変えて、地方財政法あたりが変わって、それで4月1日から公布で、4月1日から税金の取り方が変わるよということだと、それは暇がないというのはわかりますよ。この場合、暇がないというのは、全然当てはまらないと思いますがね。どうですか、管理者、そこら辺、どう答えます。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） まず、最初、伊豆市が会計管理者をずっとやるのかということですが、先程も申しましたとおり、規約の中で、伊豆市でということになっていますので、この4月から小野市長さんに方へ管理者やっていただくわけなのですが、会計管理者は伊豆市の会計管理者がやるという形になります。組合の規約自体は、構成市議会で承認していただいておりますので、それに基づいてという形になります。後、暇がないという部分ですが、おっしゃるとおり、2年のルールということがあるということですので、承知していかなければいけなかつたのかもしれません、我々、派遣されている職員ではありながら、自治体が違うということもありまして、正式には、伊豆市の方から指定金融機関を変えますという通知をいただいたのが、議会の後だったという部分で、我々のアンテナがちょっと低かったのかなという部分は反省しておりますが、そういう

関係で、暇がなかったということでございます。

○議長（田中正男君） はい、西島議員。

○3番（西島信也君） そんなね、おたくら事務局だからね。ちゃんとやらなきや駄目ですよ。こんなことを専決処分で暇がないなんて理由をつけてやるのでは。全然、しょうがないと思いますけれどもね。まあ、わかりました。要するに、組合のミスということでおろしいですかね。どうですか、その辺は。

○議長（田中正男君） 答弁者、事務局長。

○事務局長（浅田茂治君） まあ、大きな意味で言えばミスと。アンテナが低かった部分をミスということであれば、ミスということになろうかと思いますが。ま、先程申したとおりの事務手続の中では、この方法しかなかったということでございます。

○議長（田中正男君） 他に質疑ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○議長（田中正男君） 他に質疑ありますでしょうか。ないようですので、これにて質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。最初に、本案に対する反対の方の発言を許可します。

[発言する者なし]

○議長（田中正男君） ありませんので、反対討論なしと認めます。次に、本案に対する賛成討論の発言を許可します。

[発言する者なし]

○議長（田中正男君） ありませんので、賛成討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第1号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定の専決処分の報告及び承認について」を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成多数]

○議長（田中正男君） 賛成多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中正男君） 日程第7、議案第2号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。

[管理者 菊地豊君登壇]

○管理者（菊地豊君） 議案第2号について、提案理由を申し上げます。本案は、両市で協議、調整した平成30年度当組合の会計予算でございます。

主な事業といたしまして、平成29年度から2か年の継続事業として行っております事業者選定アドバイザリー業務、また、新ごみ処理施設整備事業で交付金を受けるため、平成31年4月から5年間の循環型社会形成推進地域計画を作成するための循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料も計上してございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,900万円となっております。

詳細については、事務局長に説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田中正男君） 続いて、事務局長に内容説明を求めます。

[事務局長 浅田茂治君登壇]

○事務局長（浅田茂治君） それでは、議案第2号、平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の内容説明をさせていただきます。別冊の予算書の方をご用意願

います。

1頁をお願いいたします。まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を7,900万円と定めています。第2条では、継続費の経費の総額及び年割額を定めています。

4頁、5頁をお願いいたします。まずは、4頁、第1表の歳入歳出予算の歳入にあたります。1款分担金及び負担金は、1項負担金に7,806万3,000円。これは、構成市である伊豆市、伊豆の国市から頂く負担金でございます。2款国庫支出金は、1項国庫補助金に93万4,000円。これは循環型社会形成推進交付金で、事業者選定アドバイザリー業務に対する交付金でございます。3款諸収入は1項雑入に1,000円、2項預金利子に1,000円で合計2,000円計上してございます。4款繰越金は1項繰越金に1,000円計上させていただきました。以上、歳入合計は、7,900万円となります。

次に5頁の歳出をお願いいたします。1款議会費37万4,000円。定例会2回、臨時会1回、全員協議会3回分を計上してございます。2款総務費は1項総務管理費が4,390万3,000円、こちらの支出内容は主に組合職員5名分の人件費でございます。2項監査委員費は23万5,000円で、2款総務費合計で4,413万8,000円です。平成29年度から9,990万5,000円の減となりますが、理由としましては、平成29年度は佐野区への地域振興費1億円によるものでございます。3款衛生費は、1項清掃費が3,248万8,000円。主な事業としては、平成29年度からの継続事業である事業者選定アドバイザリー業務委託料が1,609万2,000円。平成28、29年度で実施した生活環境影響調査の結果により再調査が必要となりました本立野地区の追加費用、こちらが893万2,000円。新ごみ処理施設整備事業で交付金を受けるための地域計画策定業務の委託料425万9,000円等がございます。4款予備費は200万円で、増減はございません。以上、歳出合計額は、7,900万円となります。

予算の説明は以上となります。詳細につきましては7頁以降でご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田中正男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。3番、西島信也議員から質疑の通告がございましたので、これを許します。なお、予算に関する質疑については、申し合わせにより、1回目は総括質疑とし、2回目から款ごと2回ずつできることとしておりますので、お願いいたします。それでは、3番、西島議員。

〔3番 西島信也君登壇〕

○3番（西島信也君） 3番、西島信也です。私は、予算につきまして、少し、質疑をさせていただきます。まず、最初に第2表、継続費。あるわけですけれども、これが平成29年度は2,279万9,000円。平成30年度は2,279万9,000円で、同額ですね。これは、昨年の予算では、29年度2,279万9,000円、平成30年度が1,609万2,000円だったと思いますが、これはどういうわけで増えたのですか、お伺いします。新施設整備事業の事業者選定アドバイザリー業務委託料ですね。これがわからないから、教えていただきたい。

それから、11頁、歳入の部ですけれども、循環型社会形成推進交付金、これが今ちょっとお話をあったのですけれども、これが93万4,000円ですけれどもどういうことをすれば増えるのか、お伺いいたします。

それから、次に、歳出、生活環境影響調査業務、これはわかりました。結局、これは、質疑の提出がですね、提案理由を言う前に出せっていうから一応書いたのですけれども、これは一応生活環境、立野をやるということだそうですね。これは、わかりました。

その下、事業者選定アドバイザリー業務委託料1,609万2,000円ですけれども、何で継続費がさっき言いました2,279万9,000円でこれだけしか載せていないのかお伺いします。

それから、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料425万9,000円ですけれども、どうということを大体やるのか。地域計画というのはどういうものなのかお伺いします。

それから、最後に新ごみ処理施設整備費用対効果分析業務委託料。これは、どういうことをやるのかをお伺いいたします。以上、よろしくお願ひします。

○議長（田中正男君） 西島議員の質疑に対し、答弁を願います。事務局長。

[事務局長 浅田茂治君登壇]

○事務局長（浅田茂治君） それでは、お答えしたいと思います。まず、継続費です。予算書でいいますと6頁ですかね。この表、金額が増えているよということで、申し訳ございません。議員ご指摘のとおり、数字を間違っておりました。昨年の数字と全く同じ数字が来なければいけませんので、申し訳ございません、訂正していただきたいと思いますが、総額が3,889万1,000円。総額ですね、4,559万8,000円となっているところを3,889万1,000円。これが正しいです。29年度は変わりませんが、30年度、こちらが、1,609万2,000円。こちらの方が正しいものでございます。申し訳ございませんでした。

それから、2番目のご質問、循環型社会形成推進交付金の関係で、どうすれば交付金が貰えるのかというご質問だったかと思いますが、そちらにつきましては、施設を造るためにいろいろなもの、計画を作ったり、事業者を選定したり、そういう業務がございますが、そういう業務をやっていく上でのことをやることによって、交付金の対象となるということでございます。

それから3款の関係、それぞれどういうことをやるかということでございましたが、生活環境影響調査を平成28、29年でやらせていただきました。結果につきましては、議員の皆様にも報告をさせていただいておりますが、最大着地濃度という煙突から出る有害物質の最大着地濃度が濃くなっているところ、それが本立野地区になったと。当初は周辺区ということで佐野に隣接していなかった地区でしたので、本立野地区については調査をしていなかったのですが、最大着地濃度が本立野ということになりましたので、施設を造る前にその状況を確認していく必要があるということで、その調査をお願いするものでございます。事業者選定アドバイザリー業務につきましては、昨年度の予算でも説明したとおりでございますが、事業者を選定するための、主に事業者選定委員会に提出する書類の作成や、事業者選定委員会の運営についての協力というような形で専門的な知識をいただくということでございます。3番目の循環型社会形成推進地域計画策定業務委託、こちらも国の交付金に大きく関わるものでございますが、こちらは、この交付金を頂くためには地域計画、ここに簡単に略しますと、地域計画というものを作るようになります。これは、今、当然、作ってあるわけなのですが、平成30年度で地域計画の期間が終わるという形になりますので、続けて施設整備していくためには、次の計画、5年間のものを作らなければならないということで、その業務委託になります。それから最後になりますが、新ごみ処理施設の整備費用対効果分析業務委託です。こちらにつきましては同じように、やはり交付金を頂くにあたって、国の方がこの整備事業をやった場合、やらない場合の費用対効果を出しなさいと、これは必須という形であります、その業務を委託するものであります。以上でございます。

○議長（田中正男君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。まずは、継続費について。西島議員。

○3番（西島信也君） 継続費については、単純に違っていたということなのですけれども、これは本日上程しているわけなのですね。上程しているから、これを変更するに

は、議会の議決がいるのですよ。変更していいかどうかという。議会の議決。まず、これをやっていただけますか。

○議長（田中正男君） 事務局に求めます。

○3番（西島信也君） 求めるというか、それは議長だから。やらなきやしょうがないでしょ、これは。

#### ◎日程の追加

○議長（田中正男君） それでは、本日、管理者から提出された議案第2号、「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」について、訂正したいとの申し出があります。議案第2号、「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算訂正の件」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中正男君） それでは、今、議案に対しての間違いがありましたので、暫時休憩して再提出をお願いします。

休憩 午後4時17分  
再開 午後4時57分

#### ◎会議時間の延長

○議長（田中正男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。5時に近くなりましたので、もう少し時間がかかりますので、本日の会議の延会をしたいと思いますが、時間延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（田中正男君） ありがとうございます。それでは、延会を宣言いたします。資料がまだ整いませんので、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時59分  
再開 午後5時01分

#### ◎議案第2号の訂正の件の上程、説明、質疑、採決

○議長（田中正男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。ここで、追加議事日程第1、議案第2号、「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算訂正の件」を議題といたします。管理者から、議案第2号、「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」訂正の理由の説明を求めます。

[管理者 菊地豊君登壇]

○管理者（菊地豊君） 提案理由を申し上げます。誠に申し訳ございません。予算案という大変大切な議案について、私どもに誤りがございました。改めて心からお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。そもそもその誤りの箇所ですけれども、平成29年度に設定しました継続費について、平成30年度に終わるということで、そもそも継続費を議案として上げる必要はなかったということで、議案の中で、第2表のところを削除して、後ろにございました継続費のところも削除いたしました。議決いただく、表

の歳入、歳出予算につきましては、修正、変更ございませんので、引き続きご審議賜ればと存じます。誠に申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中正男君） 資料につきましては、後程提出いたしますので、よろしくお願ひします。それでは、お諮りします。議案第2号、「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算訂正の件」について、これを承認することに異議ございませんか。  
（「異議なし」との声あり）

○議長（田中正男君） 異議なしと認めます。議案第2号、「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算訂正の件」につきましては、これを承認することに決しました。差し替えをお願いします。

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（田中正男君） それでは、引き続き、議案第2号について、質疑を続けます。  
（「もう、ありません。」との声あり）

○議長（田中正男君） 次に、歳入2款について、再質疑ございますか。  
（「ありません。」との声あり）

○議長（田中正男君） なしと認めます。次に、歳出3款について、再質疑ございますか。  
（「ありません。」との声あり）

○議長（田中正男君） なしと認めます。これで、西島議員の質疑を終わります。これにて質疑を終結いたします。続いて、討論に入ります。申し合わせによる、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第2号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（田中正男君） ありがとうございます。全員起立であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（田中正男君） 以上で、本議会に付議されました案件はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本議会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会規則第39条の規定に基づき、その整理を議長に委任させていただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中正男君） 異議なしと認めます。よって、整理を議長に委任させていただきます。

これにて平成30年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後5時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 田中正男

署名議員 杉山誠

署名議員 笹原恵子